

基本財産担保提供承認申請に伴う提出書類一覧

No	必 要 書 類	施設建設・ 不動産購入 資金の借入	運営(運転) 資金の借入	担保物件 の変更	備考	
1	基本財産処分承認申請書	○	○	○		
2	理事会議事録（写）【原本証明付】	○	○	○	議案書添付	
3	評議員会議事録（写）【原本証明付】	○	○	○	議案書添付	
4	定款	○	○	○		
5	事業計画書	○	○	-		
6	財産目録	○	○	○		
7	不動産登記事項証明書	○	○	○		
8	資金 計画 関係 書類	補助金等の決定（内定）通知書（写）	○	-	○	
		助成金等の決定（内定）通知書（写）	○	-	○	
		自己資金の贈与契約書（写）	○	-	○	
		寄附者の身分証明書、印鑑登録証明書、残高証明書	○	-	○	
		過去3か年分の決算書	○	○	○	
		融資証明書等（写）	○	○	○	
9	償還 財源 関係 書類	償還計画表	○	○	○	償還財源を明記すること
		償還財源贈与契約書（写）	○	○	○	償還財源についての寄附がある場合
		寄附者の身分証明書、印鑑登録証明書、所得証明書	○	○	○	
		各種補助要綱等	○	○	○	
10	他の償還計画と償還財源	○	○	○	他に負債がある場合	
11	工事関係見積書、契約書（写）、領収書（写）	○	-	○		
12	売買関係見積書、契約書（写）、領収書（写）	○	-	○		
13	図面（位置図、配置図、平面図等）	○	○	○	担保物件を色分けすること	

（注1）次のとおり、定款に所轄庁の承認を必要としない旨を定めていれば、承認は必要ありません。

- ・独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- ・独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- ・社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合

（注2）根抵当権の設定は認められません。

（注3）提出部数は2部（正本1部・副本1部）

（注4）必要な書類について、該当がないものは省略できる場合があります。

（注5）その他必要な書類について、所轄庁から提出を求める場合があります。